

英国の障害児教育

——「ウォーノック報告」に見る改革への道——

矢野裕俊著

日本盲人福祉研究会

英国の障害児教育
「ウォーノック報告」に見る改革への道

矢野裕俊 著

日本盲人福祉研究会発行

英国の障害児教育

目 次

1. はじめに.....	1
2. 英国の教育改革と「ウォーノック報告」.....	3
3. 障害児教育観の転換.....	6
4. 新しい“特殊教育”.....	11
5. 統合教育への接近.....	15
6. 教育課題の発見と諸資源の動員.....	21
7. ウォーノック勧告への反響.....	26
8. 「特殊教育」の日英比較.....	31

〔資料〕

ウォーノック報告・勧告要録.....	35
--------------------	----

あとがき（参考文献）.....	81
-----------------	----

1. はじめに

英国の障害児教育を全面的に見直し改善策を勧告するため設置された「障害児（者）教育調査委員会」（Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People）は、4年間にわたる調査活動を終え、英政府教育科学省、ならびに議会に報告を提出、1978年5月、議会は、採択を議決した。

委員長の名前をとり、通称「ウォーノック報告」（Warnock Report）と呼ばれるこの報告は、英国における障害児教育の現段階における問題点と、その改善の方向を具体的に、かつ、詳細に分析している。この報告を手がかりに、英国の障害者教育の動向を紹介し、教育観の大きな転換に焦点を合わせ、その特徴を考察したい。

障害児にたいする教育保障のあり方が、教育改革の重要課題として問題となっているのは、英国や日本だけに見られることではない。1970年代には、「聴力障害者の権利宣言」（1971年）「精神遅滞者の権利に関する宣言」（1971年、国連総会）「障害者の権利宣言」（1975年、国連総会）など国際的な舞台で、障害者の権利が確認されてきた。障害者の権利のうち、基本的人権の保障は言うまでもないが、治療や社会的リハビリテーション、教育・訓練など、サービスをうける権利の保障が確認されたのはきわめて重要である。障害児の教育保障が、国際的な共通の関心事となり、各国はそれぞれに改革の課題に対処する方法を見出す必要に迫られるのである。

障害児の教育問題には各国に共通する関心の動機がある。しかし、各国の対処のしかたは、決して一様ではない。部分的には類似点が多くあるにしても、もっと詳しくながめてみると、各国の対応は明らかに異なっているのである。

すでに日本では、養護学校義務化が多くの問題をかかえながら、1979年4月から実施されている。実施後わずか1年にもかかわらず、新たな問題を生み出しているという。私たちは、日本の障害児教育の現状を、すでに解決

ずみのこととして終らせるわけにはいかない。このような視点に立つとき、諸外国の対処のしかたを立ち入って検討することは、わが国の直面する問題を考える際に、貴重な手がかりを与えてくれるものと思う。

各国の障害児教育改革では、障害をもつ子どもと、もたない子どもを、同じ場で教育するという原理が強く支配している。すでに1960年代末からスカンジナビア諸国では、肢体不自由、精神遅滞、情緒障害、聴覚障害の子どもたちを公立普通学校で教育するプロジェクトが試みられた。その試みは、障害者を地域社会に統合する方向に発展し、それに対応して障害者の福祉、治療、教育を扱う地方の福祉事務所、保健所、学校を一体化する動きが出てきたのである。スカンジナビアの他に、今では、カナダでも行われている地域ぐるみの統合は「正常化」(Normalization)と呼ばれている。正常化を通じて、教育遅滞の青年も社会の主流の基準にできるだけ近い日常生活のパターンと条件を得るようになると考えられている。このような正常化の原理にもとづいた障害児教育は、上記の国々ですでに試行をすませ、今後のひとつの方向として定着している。

また、アメリカでは、これとはちがった方向がめざされた。公民権運動の高まりとともに定着した「分離は差別である」という考え方を受け継ぎ、1975年には「全障害児教育法」が成立して、「主流化教育」(Mainstreaming)が強力に進められている。連邦主導による主流化政策は、0～19歳の全障害者の45% (3,577,000人1976年)が未就学状態のまま、という実情をなくすため、強力な連邦財政の投入によって行われている。主流化教育では障害児は普通学級で教育を受ける。「どのような補助手段、サービスを準備しても、普通学級では満足に教育目標が達成できない場合」に限り、子どもは特殊学校・学級に措置されるのである。このために要する費用は惜しまないというのが、アメリカの主流化教育の方向である。

スカンジナビア諸国や、アメリカに比べると英国の対応のしかたは、決して早くなかった。英国が障害児教育の本格的な改革に動き出したことには、この分野での先進諸国から強いインパクトがあったはずである。しかし、一見、遅れた対応のようでありながら、「ウォーノック報告」では、英国の独

自の問題の捉え方があるし、注目すべき対応のしかたが示唆されている。「ウォーノック報告」が、英国の今後の障害児教育の基本方向を定めるだろうということはまず疑いがない。

この小稿では障害児教育の改革という、いわば世界史的な教育課題に、英国がどのような考え方をもって臨み、改革に着手しようとしているのか。論理と行動に見る英国の特徴を引き出してみたいと思う。これを明らかにすることが日本の障害児教育のあり方について、考えを深めてゆく一助ともなると思うからである。

2. 英国の教育改革と「ウォーノック報告」

まず「ウォーノック報告」の背景となる英国の全般的な教育改革の動向を、以下の3点について概観しておこう。第1点は、1960年代なかばから急速に進展した中等教育改革、第2点は、同じく1960年代後半から次第に自覚され始めた「補償教育」(Compensatory education)的アプローチの導入、第3点は、1977年のテイラー委員会(The Taylor Committee)の報告『わが国の学校のための新しいパートナーシップ』が示唆した、学校教育への親の参加を拡大する動向である。それぞれの改革を簡単に取りあげてみよう。

(1) コンプリヘンシブ・スクール

「1944年教育法」のもとで、英国の中等教育は、三種のことなる課程が、それぞれに目的と性格のことなる学校に置かれて行われていた。子どもたちは、11歳時に選抜試験(Eleven Plus Examination)を受け、それに合格すれば、グラマー・スクール、不合格ならモダン・スクールにふり分けられたのである。グラマー・スクールでは、高等教育への進学を保障する教育が行われ、モダン・スクールでは、職業のための実務教育が行われていた。中等教育のこのような二元構造を改め、11歳試験を廃止して、地域に共通の中

等学校を設けようというのがコンプリヘンシブ・スクール (Comprehensive schools) の構想であった。

コンプリヘンシブ・スクールには、従来の中等学校とことなるいくつかの原則がある。第1に、コンプリヘンシブ・スクールは、非選抜の学校だということである。従来、行われていた11歳時の「ふるい分け」試験は、小学校のなかにストリーミング (streaming) と呼ばれる能力別学級編成を持ち込ませた。同じ学校であっても、ストリームがちがえば、授業の進度も程度もことなるという状態だったのである。コンプリヘンシブ・スクールは、英国の初等・中等教育の大半の課程を支配していた「ふるい分け」の悪弊に挑戦する試みであった。

しかし、選抜をしないという原則にもとづく限り、各学校は、選抜にかわる基準を生徒の受け入れにかんして導入しなくてはならない。ここで、第2の原則として、コンプリヘンシブ・スクールの地域性を挙げることができる。しばしば地域社会学校 (Community school) とか、近隣学校 (Neighbourhood school) と呼ばれることがあるのは、コンプリヘンシブ・スクールが、地域との結びつきを強め、地域社会のひとつのセンターとして、機能することを求められているからである。もはや学校が地域のニーズや課題を無視することはできなくなっている。

第3の原則は、共通教育 (Common education) の実施である。中等学校のコンプリヘンシブ・スクール化によって、変化したのは、機構や生徒の構成ばかりではない。与えられる教育自体の変化が、著しいのである。共通教育の創造のために、何を共通内容として選ぶのか、という共通カリキュラム構成の内容原理とともに、どのように教え、学習させるのか、という方法原理の両方からの取りくみが行われている。方法の面では、ストリーミングを廃止して混合能力教授 (Mixed ability teaching) を実施するとともに、学習遅進児や、個別教科ごとに種々の問題をかかえる生徒を対象とする補強教育 (Remedial education) を制度化したり、そのための特別の資源センターを設置するという対策が行われている。

地域のすべての子どもを受け入れることを原則とすれば、障害や種々の問

題をもつ子どもの教育保障にも対策を設けることが必要になってくる。従来のような判別を経て特殊学校に措置するという方法は、往々にしてこの原則と矛盾するのである。コンプリヘンシブ・スクールが、補強教育とともに、障害児の統合をも可能にしている事実は、対応力の強さを示すものに他ならない。シェフィールドの「タブトン・マウント計画」（1969年開始）では、1977—78年まで、15名の盲の子どもが、タブトン・マウント盲学校の寄宿舍から、街のコンプリヘンシブ・スクールに通学するという制度を成功させている。盲学校から2人の教師が派遣され、盲の生徒の地図や、点字教科書を製作するのに協力している。すでに、このような実例がコンプリヘンシブ・スクールの基礎にして作り出されていたのである。

（２） 補償教育

つぎに、補償教育の考え方、および施策が、発達してきたことを挙げなければならない。子どもの学習の到達度に、ちがいの出てくることの原因が、子ども自身の知能や他の生得的諸能力にもとづいているとする、かつての考え方にたいする反省から、子どもの学習の前提となっている社会環境、家庭環境、そして子どもの成育史に目を向け、そこにたち入った教育的施策を行うべきだという考え方の登場である。学習到達度の低い子どもたちの多くが、経済的・文化的貧困状態におかれているという事実により、学校教育が重点的な対策を行うことにより、子どもの学習上の問題の社会的・文化的原因を最小限にする試みである。これは、1968年の「プラウデン報告」（“ Plowden Report ”）以来、小学校および幼児学校を中心に、「教育優先地域」（Educational Priority Areas）の設定や、補強教育（Remedial education）の実施に具体化され、手厚い対策が講じられた。それにより個々の子どものさまざまな教育ニーズに、子どもの社会的・家庭的背景をも考慮に入れた上で、注目することが、子どもの教育の前提とされるようになるのである。

（３） 親の参加

以上のふたつの傾向に加えて、親の学校教育への参加という方向が次第に

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みにになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

英国の障害児教育

「ウォーノック報告」に見る改革への道

定 価 700円（送料別120円）

発行日 1980年4月1日発行

発行者 本間 一夫

発行所 日本盲人福祉研究会

〒160 新宿区高田馬場1-23-4
日本点字図書館内

電話（03）200-1130

振替口座 東京6-16103

印刷所 合同印刷株式会社

〒130 東京都墨田区業平2-9-13
電話（624）6111（代表）